

## 豊橋市公園樹伐採木の販売に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊橋市が維持管理により伐採した公園樹を加工し、かつ、それを販売することにより、継続的に環境負荷の低減及び維持管理費用の削減を図ることを目的とする。

### (販売する物品)

第2条 市長は、維持管理により伐採した公園樹のうち、当該公園樹を加工し、長さ及び太さが一定の規格を満たした公園樹伐採木（以下「伐採木」という。）を販売するものとする。

### (販売方法)

第3条 伐採木の販売は、伐採木を購入しようとする者（以下「購入希望者」という。）が希望する金額（以下「希望額」という。）をもって、購入希望者に販売する方法により実施する。

- 2 前項に規定する伐採木の販売は、次の各号に掲げるところにより実施する。
  - (1) 伐採木は別に定めた展示期間及び場所に展示する。
  - (2) 伐採木は別に定めた単位で販売する。
  - (3) 購入希望者は、豊橋市伐採木購入申込書（別記様式）（以下「申込書」という。）に希望額その他必要な事項を記入し、別に定める申込期間（以下「申込期間」という）内に申し込まなければならない。
  - (4) 申込期間終了後に、伐採木の販売単位ごとに、次に掲げる区分に応じ当該区分に定める申込者を購入者と決定し、当該購入者が記載した希望額をもって販売価格を決定する。
    - ア 購入希望者が1名の場合 当該購入希望者
    - イ 購入希望者が2名以上の場合 最高の希望額を記載した購入希望者（当該者が2名以上いる場合は、これらの者から抽選によって決定した者）
  - (5) 前号イの規定により購入者と決定された者が購入を取り消したとき又は購入の意思が無いことを確認することができたときは、次点の購入希望者に順次繰り下げて決定するものとする。
  - (6) 購入者の決定は、別に定める期間内に行い、購入者となった者に限り通知するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、販売方法の詳細は、別に定めるものとする。

### (購入者の例外)

第4条 次に掲げる要件を満たす者は、前条第2項第4号に規定する購入者となることができない。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者

(伐採木の引渡し)

第5条 伐採木は、必要に応じて購入者自ら切断し、自ら運搬しなければならない。

2 前条の規定により購入者となった者は、別に定める引渡期間内に、引換券と納入通知書兼領収書を持参の上決定した伐採木（以下「購入伐採木」という。）の引渡しを受けるものとする。

3 購入者が引渡期間内に、当該者の都合により購入伐採木の引渡しを受けないときは、当該伐採木を購入する権利を失効するものとする。この場合において、伐採木の購入者の決定方法については、第3条第2項第5号を準用する。

4 引渡場所及び搬出方法は、別に定める方法によるものとする。

5 引渡しに係る購入伐採木の運搬費その他の必要費用は、購入者自らで負担するものとする。

(遵守事項)

第6条 伐採木の購入者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 不法投棄をしないこと。

(2) 野焼きをしないこと。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、伐採木の販売に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。